

開発事業者のみなさまへ

## 開発事業を行う前に 住民説明などの手続が必要です。

### 対象事業

開発事業を行う場合は、良好な近隣関係が形成できるよう配慮し、工事中は住環境を害さないための必要な措置を行ってください。

区域面積500㎡以上の宅地開発（戸建て住宅の建築は除く）

集合住宅の建築（3戸以上）

特定用途建築物の建築（100㎡を超える事務所・店舗等）

土地の用途または区画形質の変更で、区域面積500㎡以上または埋め立て等に係る土砂の容積が500㎡以上のもの

### 不適切な行為があった場合

#### 勧告

当初の安全対策計画に違反した場合、協定の内容に違反した場合、着手届を提出しなかった場合、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。

#### 命令

勧告に従わず事業を継続して行った場合、事業計画概要書または事前協議書を提出せずに着手した場合、協定を結ばずに着手した場合、行為の停止を命じ、違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命じることがあります。

#### 公表

勧告・命令に従わなかった場合、事業者・工事施工者の氏名住所と違反内容を公表することがあります。

詳しくは・・・

日進市開発等事業に関する手続条例をご覧ください。  
日進市ホームページ (<https://www.city.nisshin.lg.jp/>) のサイト内検索で「開発」と入力をお願いします。



### 必要な手続き

(一部抜粋。詳しくは、別紙手続の流れをご確認ください。)

#### 看板設置

事業計画概要書を市に提出した際と事業に着手した際は、それぞれ看板を見やすい場所に設置してください。

#### 住民説明

区域から50m範囲内にお住いの方等に、開発事業の概要を説明してください。(内容によって距離は変わります) 住民の意見要望に対する回答等を記載した説明報告書を作成し、提出してください。

#### 説明会開催

住民説明が不十分等、説明会開催を求められた場合は説明会を開催し、住民の理解が得られるよう具体的に説明してください。開催後は説明報告書を作成し、開催翌日から7日以内に提出してください。

#### 要望書回答

要望書の提出があった場合、回答書を作成し、翌日から14日以内に、提出してください。

#### 協定

必要な手続きを経たのち、事前協議書を提出してください。協議した内容を遵守するよう協定を結びます。

#### 着手届

着手する前に着手届を必ず提出してください。特定建設作業がある場合は、作業開始の7日前までに届出が必要です。

### よくある質問

Q1 手続きにかかる期間はどのくらいですか。 A1 協定締結までに、おおむね1か月半から2か月かかります。

Q2 開発許可や建築確認申請等の法的手続きを先に行ってもよいですか。 A2 法的手続きを開始する前に、市の手続きを必ず行ってください。

問い合わせ先：日進市 都市計画課 開発建築係  
TEL 0561-73-2049 FAX 0561-73-1821